

東税板支発第28号

令和6年6月4日

各 位

東京税理士会板橋支部

支部長 鈴木 玲

総 務 部

定期総会招集通知

会員の皆様におかれましては、日頃より支部活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和5年度・第68回定期総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会からの変更点でございます委任状の署名欄（(注1)及び(注2)）につきましては、総会成立要件に関係いたしますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年6月21日(金) 午後1時30分～
2. 場 所 板橋区立グリーンホール 2階ホール
3. 審議事項 第1号議案 令和5年度事業報告承認の件
第2号議案 令和5年度決算ならびに財産目録等承認の件
第3号議案 板橋支部規則の一部改正に関する件
第4号議案 令和6年度事業計画承認の件
第5号議案 令和6年度収支予算承認の件

(注1) 本年度より委任状の署名欄は自署のみを有効とし、ゴム印等の記名は無効になります。総会成立要件に関係いたしますので何卒ご注意ください。

(注2) 支部規則第22条の規定により、会員の2分の1以上の出席を要します。同封の委任状に必ずご自身で署名のうえ、ご返送お願いいたします。当日出席予定の会員もご提出下さるようお願いいたします。

なお、出席された会員の委任状は、取消しの処理をさせていただきます。

(注3) 令和6年5月21日開催の幹事会において、委任状の取扱いについて審議した結果、次のように取り扱うよう決議しましたので、予めご了承下さい。

- ① 代理人の記載のない場合は、支部長を代理人とし、支部長に事故あるときは、支部長の指名した副支部長の代理順位に基づき議決権を行使すること。
- ② 議案に対する賛否の表示がない場合は、賛意を表したものとみなすこと。
- ③ 災害、電力供給の関係等の影響により、支部総会開催日時に変更が生じる場合があります。この場合、ご提出いただいた委任状は、支部総会及び継続支部総会並びに延期支部総会に出席した者に議決権を委任すること。

(注4) 会員皆様の健康を第一に考え、当日の出席については下記事項をご理解のうえ、遵守の程、お願い申し上げます。

- ① 出席の場合には、手洗い、うがい、咳エチケットのご配慮をお願いします。
- ② 発熱がある場合や基礎疾患等体調に不安のある場合には、出席をお控え下さいますようお願いいたします。

懇 親 会

定期総会終了後、来賓をお招きして板橋税理士政治連盟と共催で懇親会を開催いたします。万障お繰り合わせのうえご出席下さいますよう、ご案内申し上げます。

1. 日 時 令和6年6月21日(金) 午後6時00分～
2. 場 所 板橋区立文化会館 4階 大会議室
3. 会 費 1,000 円

※ 着席形式で行います。

出 欠

準備の都合上、総会委任状および出席の有無（総会、懇親会）を同封のハガキにて、来る6月18日（火）必着にてご返送下さい。